公告 第 91 号
令和8年10月22日

公　　告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長　園田　直樹

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊九州補給処調達会計部長之印

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6SNE5FG50080	6SNW5AP0008 0001	2115215	HV-C-D110001B

品名　または　件名

車両の借上

部品番号　または　規格

仕様書のとおり　業務車２号（借上）

使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
2.00	EA				1		

納地または工事場所	引渡場所
長崎地方協力本部	長崎地方協力本部
搬入場所	納期または工期
長崎地方協力本部	令和9年6月1日（火）～令和13年2月28日（金）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊目達原駐屯地　九州補給処　調達会計部　契約課

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年11月24日（火）15時30分　九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　入札方式：一般競争入札（総合評価落札方式）

7　注意事項
（1）入札参加資格者
ア　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
ウ　「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和７・８・９年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
エ　防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
カ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
キ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
ク　参加表明書（別紙第１）を提出し資格要件の審査に必要な資料等を提出した者。

（2）入札の方法及び契約条件
ア　総合評価点の最も高い者が２人以上の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和８年１１月３０日（月）１５時３０分に再度入札を実施する。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の１０％（軽減税率対象品目については８％）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ　本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、環境性能その他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書（別紙第２）を提出しなければならない。
エ　落札者の決定方法については、次の各要件を満たす者のうち、別紙第３の審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
（ア）　入札価格が、予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること
（イ）　入札者の提出した性能等証明書が（４）による審査の結果、合格したものであること
オ　入札書及び性能等証明書を発送した後、契約担当者に到着の確認を行うものとする。
カ　入札者は、提出した入札書及び性能等証明書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）落札者の選定
価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する。

（４）性能等証明書
ア　提出場所
調達会計部契約課第１契約班
イ　提出期限
令和８年１１月１６日（月）１７時００分
ウ　提出方法
メール、FAX、郵送又は持参による。（郵送する場合は提出期限までに必着のこと）

（５）性能等証明書の審査
提出された性能等証明書は、要求元部隊等において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定方法の対象とする。
性能等証明書の合否については、メール又はＦＡＸにより開札日の前日までに入札者に通知する。

（６）違約金
ア　落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５以上を違約金として徴収する。
イ　契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

（７）入札の無効
ア　入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
イ　入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
ウ　入札執行時刻に遅延した入札
エ　電話、電報、ＦＡＸ及び電子メールによる入札
オ　その他入札に関する条件に違反した入札

（８）契約書等作成の要否
ア　契約書を作成する。
イ　適用する契約条項
「賃貸借契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」
「部分払に関する特約条項」

（９）その他
ア　公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第９章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
イ　入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
ウ　郵便による入札の場合は、令和８年１１月２４日（火）１２時００分までに必着するように送付すること。
その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
エ　「入札及び契約心得」を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
オ　「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
カ　第７項第１号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、「入札及び契約心得」を参照
キ　入札実施場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ７．０インチ以上）の持込は禁止

（１０）公告掲示場所
　ア　目達原駐屯地九州補給処調達会計部掲示板
　イ　陸上自衛隊九州補給処ホームページ　https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm
　ウ　近傍商工会議所掲示板等
　エ　近傍商工会掲示板等

（１１）問い合わせ先
　ア　住所等
　　〒８４２－００３２
　　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野７－１
　　ＴＥＬ　０９５２－５２－２１６１　　ＦＡＸ　０９５２－５２－３７４８
　　mail：fin-wadep@inet.gsdf.mod.go.jp
　イ　入札に関すること
　　九州補給処調達会計部契約課第１契約班　　担当　八坂　　（内線２３１６）

調達要求番号：６ＳＮＷ５ＡＰ０００８

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
車両の借上		ＨＶ－Ｃ－Ｄ１１０００１Ｂ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和　７年　５月２２日
		変　更	令和　８年　３月２３日
		作成部隊等名	補　給　本　部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する車両の借上（以下，“借上”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＪＩＳ Ｄ ０１０１，ＪＩＳ Ｄ ０１０２及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１による。

1.3　種類及び数量

種類及び数量は，**表1**によるほか，調達要領指定書によって指定する。

表1－種類及び数量

品名	種類	数量
業務車	１号（借上）	調達要領指定書による。
	１号（４×４）（借上）	
	２号（借上）	
	２号（４×４）（借上）	
	３号（借上）	
	３号（４×４）（借上）	
	４号（指揮連絡用）（借上）	
	４号（人員輸送用）（借上）	
	４号（人員輸送用）（４×４）（借上）	
	４号（募集広報用）（借上）	
	４号（募集広報用）（４×４）（借上）	
人員輸送車	２号（借上）	
	２号（４×４）（借上）	

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，**表1**の品名及び種類による。

例　業務車，１号（借上）

1.5　引用文書等

1.5.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **規格**

ＪＩＳ Ｄ ０１０１　　自動車の種類による用語

ＪＩＳ Ｄ ０１０２　　自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能

ＪＩＳ Ｄ ８２０１：１９９４　自動車用タイヤゲージ

b) **仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

消防法（昭和２３年法律第１８６号）

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）

自動車重量税法（昭和４６年法律第８９号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月１０日閣議決定）

1.5.2 関連文書

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号）

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和８年２月３日閣議決定）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) 契約の相手方が貸し出す車両は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，新車とする。

b) 次の法令等に適合する。

1) 消防法

2) 道路運送車両法（以下，車両法という。）

3) 道路運送車両の保安基準（以下，保安基準という。）

4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

5) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針は**表２**による。

表2－基本方針

品名	種類	要求事項
業務車	１号（借上）	乗用車の排出ガス基準及び燃費基準値を満たす。
	１号（４×４）（借上）	
	２号（借上）	
	２号（４×４）（借上）	
	３号（借上）	
	３号（４×４）（借上）	
	４号（指揮連絡用）（借上）	
	４号（人員輸送用）（借上）	小型バス（車両総質量３．５ｔ以下）に係るＪＣ０８モード又はＷＬＴＣモード燃費基準を満たす。
	４号（人員輸送用）（４×４）（借上）	
	４号（募集広報用）（借上）	－
	４号（募集広報用）（４×４）（借上）	

表2－基本方針（続き）

品名	種類	要求事項
人員輸送車	2号（借上）	一般バスに係る燃費基準値を満たす。
	2号（4×4）（借上）	

2.2　車両の規格

車両の規格は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表3**による。

なお，寒冷地仕様（製造者標準）とする場合は，調達要領指定書によって指定する。

2.3　借上期間

借上期間は，調達要領指定書によって指定する。

2.4　納車期限

納車期限は，借上開始日から起算して１５営業日以内とし，車両登録などを完了したうえで納車する。

2.5　納車場所

納車場所は，調達要領指定書によって指定する。

2.6　塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製造者の規定する仕様及び社内規格による。

2.7　自動車登録番号標

自動車登録番号標は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，車両法による。

2.8　予定走行距離

予定走行距離は，調達要領指定書によって指定する。

2.9　登録

登録は次による。

a)　車両法に基づく登録などの手続きは，契約の相手方が行い，登録に必要な経費については，契約の相手方の負担とする。

b)　“自動車損害賠償保障法”に基づく自動車損害賠償責任保険料及び“自動車重量税法”に基づく自動車重量税は，契約の相手方の負担とする。

c)　自動車検査証における使用者の名称及び住所は，調達要領指定書によって指定する。

d)　契約期間中の使用者の名称及び住所の変更は，官側からの通知に基づき，契約の相手方が無償で委任状等を発行，官側が車両法に基づく変更登録の手続きを実施する。

なお，変更登録などに必要な経費については，官側の負担とする。

2.10　法定点検及び自動車検査

法定点検及び自動車検査は，次による。また，契約の相手方は，次の法定点検及び自動車検査を実施し，正常な状態で使用者に引き渡し，法定点検及び自動車検査に必要な経費については，契約の相手方が負担する。

なお，調達要領指定書によって指定する場合を除き，使用者の住所から２５　ｋｍ以内の整備工場を指定する。

a)　**法定点検**　車両法に定められた期間ごとに，法定点検を実施し，復旧が必要な箇所については，整備などを実施し，**表4**によって消耗品などの交換及び補充する。

b)　**自動車検査**　車両法に定められた期間ごとに，継続検査を受検する。

2.11　整備等

整備等は，次による。

a) **契約の相手方に責任のない故障などの場合**　官側によって復旧を実施する。ただし、事故などにより、整備の不備に起因する可能性がある場合などは，復旧の担任を官側と協議する。

b) **契約の相手方に責任のある故障などの場合**　契約の相手方は，官側から要請があった場合又は契約の相手方が整備の必要性を認識した場合，整備を実施し，正常な状態で使用者に引き渡す。また，消耗品については，**表4**によって交換する。

なお，整備などに必要な経費については，契約の相手方の負担とする。

c) **整備場所**　走行可能な場合は，整備工場への車両の輸送を官側が実施する場合は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，使用者の住所から２５　ｋｍ以内の整備工場を指定する。契約以降の整備工場の閉鎖など，やむを得ない理由によって２５　ｋｍ以上の整備工場を指定する場合は，官側と協議する。また，走行不能の場合は，契約の相手方の負担で整備工場へ輸送しなければならない。

2.12　代替車両

代替車両は，契約期間中の点検，検査，整備等（官側の責任による故障，事故などの場合を除く。）の対応によって，４８時間以上，車両が使用不能で官側が必要と認める場合は，官側と協議のうえ，契約の相手方の負担において，同等以上の代替車両を用意しなければならない。

ただし，業務車４号（人員輸送用）（借上），業務車４号（人員輸送用）（４×４）（借上），人員輸送車２号（借上）及び人員輸送車２号（４×４）（借上）は除く。

2.13　撤去

契約の相手方は，借上期間満了の翌日以降，速やかに監督官の立会いのもと，車両に異常のないことを確認したのち，借上車両を撤去する。

2.14　借上マニュアル

契約の相手方は，注意事項及び故障時の対応方法などを記載した借上マニュアルを借上車両ごとに添付する。ただし，契約の相手方所定のＷｅｂサイトで閲覧が可能な場合は，添付を省略してもよい。

2.15　その他

契約においては，製造者による欠陥又は，不具合に起因する対応措置に伴う対象車両の輸送，修理並びに代替車両の提供などは含まない。

3　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　附属装置及び附属品

附属装置及び附属品は，次による。

a) **附属装置**　附属装置は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表5**による。ただし，製造者の標準附属装置一式に含む場合は，除く。

表5－附属装置

番号	品名	数量	摘要
1	ナビゲーションシステム[a)]	一式	－
2	ドライブレコーダー	一式	前後にカメラを装備し，初期化機能をもつ。
3	ＥＴＣ車載器	一式	製造者標準品（セットアップを含む。）又は同等品
4	バックカメラ	一式	製造者標準品又は同等品
5	ラジオ	一式	AM／FM対応品（ナビゲーションシステムにラジオ受信機能が含まれる場合は，除く。）
6	サイドバイザ[b)]	一式	運転席及び助手席
7	フォグランプ（前方）	一式	白色又は淡黄色
8	プライバシーガラス又はカーフィルム[c)]	一式	製造者標準品又は同等品，リアサイドガラス及びリアガラス なお，透過率は，１５ ％～３０ ％とする。
9	後席用サンシェード[d)]	一式	スライドドアガラス部及びクォータガラス部
１０	室内カーテン[e)]	一式	側面窓（運転席及び助手席以外），後面窓及びセパレート部

注[a)] 業務車３号（借上），業務車３号（４×４）（借上），業務車４号（指揮連絡用）を除きテレビ機能をもたない
注[b)] 人員輸送車２号（借上）及び人員輸送車２号（４×４）（借上）を除く。
注[c)] 業務車３号（借上）及び業務車３号（４×４）（借上）のみ
注[d)] 業務車４号（指揮連絡用）（借上）のみ
注[e)] 業務車４号（指揮連絡用）（借上），人員輸送車２号（借上）及び人員輸送車２号（４×４）（借上）のみ

b) **附属品** 附属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表6**による。ただし，製造者の標準附属品一式に含む場合は除く。

表6－附属品

番号	*品名	数量	摘要
1	タイヤパンク修理キット又は予備タイヤ（携行工具含む。）	1	製造者標準品，予備タイヤは，ホイール付きとする。
2	非常信号用具	1	保安基準適合品又は同等品 なお，取付け位置は，運用に支障のない位置とする。
3	フロアマット[a)]	一式	全席
4	スノーワイパー	一式	フロントガラス用で寒冷地仕様の場合のみ
5	スタッドレスタイヤ	一式	[b)]
6	タイヤチェーン	一式	製造者標準品又は同等品
7	三角表示板	1	製造者標準品又は同等品
8	タイヤゲージ	1	製造者標準品又はＪＩＳ Ｄ ８２０１：１９９４の適合品
9	輪止め	一式	製造者標準品又は同等品

注[a)] 人員輸送車２号（借上）及び人員輸送車２号（４×４）（借上）を除く。
注[b)] 季節履き替え交換に使用するタイヤの保管は，契約相手方の保管とする。ただし，ホイールの大きさが１９インチより大きい車両及びタイヤ本数が６本以上の規格の車両は，官側で保管する。

5.2 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表7**による。

表7－添付書類

番号	名称	数量	摘要
1	納入予定通知書・確認指令書	各1 [a)]	**図1** [b)] による。
2	引渡書・確認調書		**図2** [b)] による。
3	借上マニュアル		2.14 による。
4	取扱説明書		製造者既版
5	附属品及び附属装置内訳書		—
注 [a)] 借上マニュアルは，各車ごとに1，その他は納入場所ごとに1とする。 **注** [b)] 契約担当官等が定める監督・検査実施要領によって別途指定した場合は，契約担当官等が定めた様式によって添付する。			

6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００１の8.3による。

表3－車両の規格

品名	規格
業務車１号（借上）	a）**車体の形状**　ステーションワゴン b）**公称排気量**　１．８Ｌ級ハイブリッド式又は２．０Ｌ級ハイブリッド式 c）**使用燃料**　ガソリン d）**駆動方式**　前輪駆動 e）**乗車定員**　５名以上 f）**変速装置**　自動式
業務車１号（４×４）（借上）	a）**駆動方式**　総輪駆動 b）**その他**　a)以外は，業務車１号（借上）と同様とする。
業務車２号（借上）	a）**車体の形状**　ステーションワゴン又は箱型 b）**公称排気量**　０．６６Ｌ～１．５Ｌ級ハイブリッド式 c）**使用燃料**　ガソリン d）**駆動方式**　前輪駆動 e）**乗車定員**　４名以上 f）**変速装置**　自動式
業務車２号（４×４）（借上）	a）**駆動方式**　総輪駆動 b）**その他**　a)以外は，業務車２号（借上）と同様とする。
業務車３号（借上）	a）**車体の形状**　箱型 b）**公称排気量**　１．８Ｌ級ハイブリッド式 c）**使用燃料**　ガソリン d）**駆動方式**　前輪駆動 e）**乗車定員**　５名以上 f）**変速装置**　自動式
業務車３号（４×４）（借上）	a）**駆動方式**　総輪駆動 b）**その他**　a)以外は，業務車３号（借上）と同様とする。
業務車４号（指揮連絡用）（借上）	a）**車体の形状**　ステーションワゴン b）**公称排気量**　２．５Ｌ級ハイブリッド式 c）**使用燃料**　ガソリン d）**駆動方式**　総輪駆動 e）**乗車定員**　７名以上 f）**変速装置**　自動式
業務車４号（人員輸送用）（借上）	a）**車体の形状**　キャブオーバ b）**公称排気量**　２．５Ｌ級エンジン式又は２．７Ｌ級エンジン式 c）**使用燃料**　ガソリン d）**駆動方式**　後輪駆動 e）**乗車定員**　１４名以上 f）**変速装置**　自動式

表3－車両の規格（続き）

品名	規格
業務車４号（人員輸送用）（４×４）（借上）	a）**駆動方式**　総輪駆動 b）**その他**　a)以外は，業務車４号（人員輸送用）（借上）と同様とする。
業務車４号（募集広報用）（借上）	a）**車体の形状**　ステーションワゴン b）**公称排気量**　２．５Ｌ級エンジン式又は２．７Ｌ級エンジン式 c）**使用燃料**　ガソリン d）**駆動方式**　後輪駆動 e）**乗車定員**　１０名 f）**変速装置**　自動式
業務車４号（募集広報用）（４×４）（借上）	a）**駆動方式**　総輪駆動 b）**その他**　a)以外は，業務車４号（募集広報用）（借上）と同様とする。
人員輸送車２号（借上）	a）**車体の形状**　キャブオーバ b）**駆動方式**　後輪駆動 c）**乗車定員**　２５名以上 d）**変速装置**　自動式
人員輸送車２号（４×４）（借上）	a）**駆動方式**　総輪駆動 b）**その他**　a)以外は，人員輸送車２号（借上）と同様とする。

表4－消耗品交換表

整備項目	整備内容	交換基準
油脂類交換	エンジンオイル交換	製造者推奨交換基準による。
	ミッションオイル交換	
	デフオイル交換	
	パワーステアリングオイル交換	
	ブレーキオイル交換	
	ＬＬＣ（冷却水）交換	
エレメント類交換	エンジンオイルオイルエレメント（フィルタ）交換	
	エアコンフィルタ交換	
	エアーエレメント（フィルタ）交換	
	フューエルエレメント（フィルタ）交換	
点火装置交換	スパークプラグ交換	
ベルト類交換	ファンベルト交換	損傷，劣化，硬化及び漏れが見られるもの。
	エアコンベルト交換	
	パワステベルト交換	
ホース及びパイプ交換	ブレーキホース，ラジエターホース，ヒーターホース交換	
	ブレーキ配管，燃料系配管交換など	
電球類交換	外装電球交換	電球切れ時
	内装電球交換	
ワイパーゴム交換[a)]	ワイパーゴム交換	摩耗の都度
バッテリー交換	バッテリー交換	寿命の都度
タイヤ交換	タイヤ（夏）交換	タイヤ損耗時及び季節履き替え交換時
	タイヤ（冬）交換	
注[a)] 寒冷地仕様の場合は，スノーワイパーを含む。		

納入予定通知書・確認指令書

<table>
<tr><td colspan="2">調達要求番号</td><td colspan="2">契約番号</td><td colspan="2">引渡日</td><td colspan="2">賃貸借期間
自
至</td></tr>
<tr><td rowspan="2">品　名</td><td colspan="3">契　　約</td><td colspan="3">納　入　確　認</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">数量・単位</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>納入予定通知書</td><td colspan="8">（住所・会社名・代表者名・電話）

上記のとおり通知いたします。
年　　月　　日

殿</td></tr>
<tr><td rowspan="7">確認指令書</td><td>区　分</td><td>所　属</td><td>官名又は階級</td><td>氏　名</td><td colspan="3">指令番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">実施期日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">確認要求番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">上記のとおり指令する。

年　　月　　日

印</td><td colspan="3">確認調書に添付すべき書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">摘　要</td></tr>
</table>

図1－納入予定通知書・確認指令書

引渡書・確認調書

納入場所		発送年月日		分任物品管理官 命　令　印	分任物品管理官命令年月日
		輸送方法			
契約者名 住所 会社名 代表者名		発送駅			証書番号
		分割納入			同上付与年月日
調達要求番号		契約年月日			
契約番号		賃貸借期間	自　年　月　日 至　年　月　日		

会社部品番号又は規格	型番	品名	単位	単価	数量	金額 (基本使用料金)	物品出納官 受取り数量	備考

確認指令番号		判定	
確認の種類		引渡年月日	
確認方式		確認年月日	
確認場所		確認所見	

上記のとおり確認結果を通知する。
年　月　日

所属
駐屯地等責任者　官職
氏名　印

確認結果及び分任物品管理官の命令により受取った。

受取り　年　月　日

物品出納官　所属
(物品供用官)　官職
(受取者)　氏名　印

図2 - 引渡書・確認調書

調達要領指定書	発簡番号	W－２７
	調達要求番号	６ＳＮＷ５ＡＰ０００８
	調達要求年月日	令和８年１０月１５日
	作成部課	装備計画部武器課
	作成年月日	令和８年１０月１３日
品名	車両の借上（業務車２号）（車高制限あり）	
仕様書番号	ＨＶ－Ｃ－Ｄ１１００００１Ｂ	

指定事項：今回の調達は，次による。

1　仕様書1.3　種類及び数量
種類は，業務車２号（借上）とし，数量は別紙による。

2　仕様書2.1　一般的要求事項　a)
契約の相手方が貸し出す車両は，新車又は未使用車とし，国産車指定の乗用車とする。

3　仕様書2.2　車両の規格
車両の規格は，公称排気量０．６６Ｌ以下を除くものとし，全高は，1,550㎜未満とするほか，別紙による。

4　仕様書2.3　借上期間
借用期間は，納車時期～令和１３年２月２８日までとする。
納車時期は，別紙による。

5　仕様書2.5　納車場所
納車場所は，別紙による。

6　仕様書2.6　塗装
塗装は，別紙による。

7　仕様書2.8　予定走行距離
予定走行距離は，借上げ期間中の１両あたりの年間平均走行距離は，２４，０００ｋｍを予定しているが，状況により変動する。

8　仕様書2.9　登録　c)
自動車検査証における使用者の名称及び住所は，別紙による。

別紙

業務車２号（車高制限あり）（借上）の納地及び仕様等

連番	部隊名	納車場所			自動車検査証記載事項			規格			納車時のタイヤの種別	借上期間
		場所	郵便番号	住所	使用者の名称	郵便番号	住所（使用の本拠）	塗装	寒冷地仕様の要否	スタッドレスタイヤの有無		
1	長崎地方協力本部	長崎地方協力本部	852-8106	長崎県長崎市岩川町１６－１６ 長崎地方合同庁舎１階	自衛隊 長崎地方協力本部長	852-8106	長崎県長崎市岩川町１６－１６ 長崎地方合同庁舎１階	白	否	有	夏	令和9年6月1日 から 令和13年2月28日
2	長崎地方協力本部	長崎地方協力本部	852-8106	長崎県長崎市岩川町１６－１６ 長崎地方合同庁舎１階	自衛隊 長崎地方協力本部長	852-8106	長崎県長崎市岩川町１６－１６ 長崎地方合同庁舎１階	白	否	有	夏	

別紙第１

参　加　表　明　書

（件　名）

車両の借上

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

添付書類：

（契約担当官等）
分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長　園田　直樹　　殿

令和　　年　　月　　日

住 所
電話番号
提出者名
（会社名等）
代表者
（役職名）
（氏 名）

別紙第２

乗用車

性 能 等 証 明 書

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名
担 当 者
担当者連絡先

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

調達要求番号：
品　　名：

番号	項　目	納入しようとする自動車の性能等	※審査欄
1	車　名		
2	型　式		
3	車両重量（kg）		
4	乗車定員（人）		
5	総排気量（cc）		
6	燃費値（km／L）（JC08 モードによる値又は JC08 換算値）		
7	燃費値（km／L）（WLTC モード）		
8	低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）の基準のうち、平成 30 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に適合していること	適・否	

添付書類等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（カタログ等の諸元が判断可能なもの）

注　番号６と７については、いずれかを記載するものとする

別紙第３

自動車の性能に関する審査要領

１　落札方式

次の要件を満たしている者のうち、第２項によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(1)　入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2)　納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

２　総合評価点の計算方法

(1)　総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

(2)　(1)の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（１００点）を与え、さらに環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、５０点を満点とし、燃費目標値以上の場合にあっても５０点を上限（満点）とする。ただし、賃貸借の場合は、契約期間（リース期間）に応じて満点を変更する。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準との間のどの位置にあるのかをもって評価するものであり、具体的には、以下の方法で求める。

加算点の満点の計算

加算点の満点　＝　50×（リース期間（年）／７年）

※　設定年数は、自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項の設定年数７年を参考

小数点以下は、切り捨てとする。

加算点の計算

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃料基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

※　燃費目標値は、車種・燃料種によらず燃費基準値の２倍とする。

これを踏まえた本入札にかかる加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{５０}\quad(\diamond/7)\quad\times\quad\frac{\text{提案車の燃費値} - \blacktriangle}{\blacktriangle}$$

※　◇はリース期間（年）、▲は、燃費基準値

(3)　(1)の「入札価格に対する得点」は入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

３　自動車の燃費値の算定方法

ＷＬＴＣモードによる燃費値を使用するものとする。

重量車モードによる燃費値を使用するものとする。